

感染症による「登園停止期間の基準」について

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことができるよう、次の感染症について意見書の提出をお願いいたします。

	該当疾患に○	病 名	登園停止期間
第二種		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種		腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
		急性出血性結膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

意 見 書

認定こども園 愛育園

園児名 _____

上記の疾患で症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので

令和 年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____